

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業

(飲食事業者向け経営基盤強化支援)

～都内中小飲食事業者向け 経営基盤強化のための取組に関する支援～

【専門家派遣 募集要項（令和4年度第5回）】 (R4.9.1)

○申込受付期間

令和4年9月1日（木）10時～

令和4年9月30日（金）16時30分

※予算に達し次第、申込受付を終了する場合があります。

○申込方法

募集要項をお読みの上、以下申込フォームからお申込みください。

<https://krs.bz/inshoku-kyoka/m/haken-uketsuke>

※公社 Twitter でも申込受付開始と同時に申込フォームのリンクを公開いたします。公社HPがアクセスしにくい場合はこちらもご活用ください。

Twitter：@tokyo-kosha

※「振興公社 ツイッター」で検索してください。



申込フォーム

○お問い合わせ

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業 事務局

TEL：03-5822-7246（平日9時～16時30分）

目次

1	事業目的.....	2
2	事業内容.....	2
3	申込資格.....	4
4	専門家派遣 申込方法.....	6
5	支援事業者の決定	6
6	支援決定後の注意事項	7
7	申込に必要な入力項目及び書類	8
8	反社会的勢力排除に関する誓約事項	10
9	申込に際して提出された情報の取扱いについて	11

1 事業目的

新型コロナウイルスの影響による度重なる緊急事態宣言や営業時短要請等を受け、都内飲食事業者は厳しい状況が続いています。このため、速やかに事業の本格稼働を再開させ、収益の柱として機能させていくための各種支援を展開することで、都内飲食事業者の経営基盤を強化することを目的としています。

2 事業内容

本事業では、支援を希望する都内飲食事業者（以下、「支援事業者」という。）に対して、専門家を店舗へ派遣し、現場の抱える課題把握や本格的な事業再開に向けた助言を行うことで、収益増加や経営基盤の強化に繋がる取組を支援するとともに、その助言を受けて収益の確保に取組む際の経費の一部を助成します。

（１） 専門家派遣支援

項目	詳細
支援対象者	東京都内の店舗で飲食業を営む中小企業者 ※ 1 事業者につき 1 申込に限る ※ 過去に本事業の支援を受けた方は対象となりません
支援内容	今後本格稼働を検討する飲食事業者の申込に応じて、専門家が店舗に訪問し、飲食事業に係る現地調査や助言等を実施
申込受付期間	令和 4 年 9 月 1 日（木）10 時～9 月 30 日（金）16 時 30 分 ※ フォームより申込後、 <u>令和 4 年 10 月 4 日（火）</u> までに必要書類を提出してください。 ※ 必要書類提出後、書類に不備がある場合等は <u>令和 4 年 10 月 11 日（火）</u> までに不備を解消してください。 ※ 期日までに必要書類のご提出または提出書類不備の解消が完了されない場合、申込をキャンセルさせていただく場合がございます。
専門家派遣期間	令和 4 年 10 月 1 日（土）～10 月 31 日（月） ※ 専門家派遣回数は期間中に原則 2 回を予定しています。 ※ 専門家派遣期間内に専門家派遣が完了するよう、日程調整をお願いします。
支援規模	220 事業者
費用	無料

（２） 助成金支援（任意活用）

専門家派遣をうけた事業者が、飲食事業に係る取組を実行するために要する経費の一部を助成します。
なお、本事業の支援事業者専用の助成金のため、助成金のみの利用（申請）はできません。

助成金申請に際しての募集要項は、助成金申請開始前に改めてご案内をいたします。

項目	詳細	
対象者	上記「(1) 専門家派遣支援」をうけた事業者	
助成対象 経費	①厨房機器等購入費	事業の本格稼働・生産性の向上等に必要な厨房機器、店舗什器等の購入、リース・レンタルに要する経費
	②広告宣伝費	販路開拓・顧客獲得等を目的とした印刷物、動画、

項目	詳細		
		ホームページ、看板等のデザイン・制作及び広告物の掲載・配布等にかかる外部事業者への委託費	
	③マーケティング調査費	事業の本格稼働・生産性の向上等に必要なマーケティング調査を外部専門家に依頼する経費	
	④システム導入費	事業の本格稼働・生産性の向上等に必要な内部システム・ソフトウェア等の導入費	
	⑤厨房等工事費	事業の本格稼働・生産性の向上等に必要な厨房・店舗等工事費	
助成対象期間	交付決定日より最長3か月		
助成率	助成対象経費の2／3以内	助成限度額	200万円
申請受付開始	令和4年11月予定	交付決定日	令和4年12月末頃予定

※対象経費の詳細は公社HPをご覧ください。

(3) 事業実施の流れ

■専門家派遣支援

- ①申込フォームより専門家派遣支援にお申込みください。その後、必要書類をお送りいただきます。
- ②事務局にて、申込フォーム記入事項および必要書類の内容を確認させていただきます。
- ③内容確認後、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をいたします。
- ④専門家派遣希望日時表を事務局へ提出していただきます。希望日を基に、専門家より事業者の連絡担当者へ訪問日程調整の連絡をいたします。

※派遣希望日は訪問日時を確約するものではありません。

- ⑤専門家が実際に店舗に伺います。派遣終了後、専門家が支援レポートを作成し、お渡しいたします。助成金申請時には支援レポートをご提出いただきます。

※専門家派遣申込の詳細手順は、P6「4 専門家派遣 申込方法」以降をご確認ください。

■助成金支援

- ⑥専門家派遣の支援をうけた事業者は、支援レポートに記載されている飲食事業に係る取組に要する経費について助成金に申請いただけます。別途、助成金申請書を作成、ご提出ください。

※ただし、支援レポートに記載されている内容でも、審査の結果、対象経費として認められない場合があります。

- ⑦事務局にて、申請内容を審査いたします。
- ⑧審査ののち、該当事業者について助成金の交付決定を行います。

※助成金申請を始めとした詳細は、専門家派遣支援終了後に、事務局から各事業者へ直接ご案内します。



※交付決定は助成金支給ではありません。

※助成の対象とできる上限額を決定したものであり、交付決定後に実際に取り組んだ内容を、実績報告で報告いただき完了検査の結果、助成金の支払額が確定することになります。

3 申込資格

申込にあたっては、次の(1)～(7)の全ての資格を満たす必要があります。助成金に申請する場合、申請時から助成対象期間内及び完了後までこの資格を満たす必要があります。

(1) 都内の店舗で飲食業(※1)を事業として実質的に行っている(※2)こと。

※1 令和4年9月1日時点で飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得していること。

※2 「事業として実質的に行っている」とは、申込を行った店舗所在地において、単に登記や建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申込書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(2) 都内の中小企業者で、大企業(※1)が実質的に経営に参画(※2)していないこと。

- ・ 中小企業者とは、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社）及び個人事業者をいう。
- ・ 中小企業者に該当する法人は以下のとおり。業種名は日本標準産業分類に基づく。

業種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下
飲食業	5,000万円以下又は50人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(3) 令和4年9月1日時点で下記ア・イのいずれかに該当すること。

- ア 法人 : 本店または支店の登記が都内にあること。
- イ 個人事業者: 納税地が都内にあること。

(4) フランチャイズ加盟店でないこと。

(5) 本事業への申込は一事業者につき一回であること。※過去に本事業の支援を受けていないこと。

(6) 申込時に申込に必要な書類をすべて提出できること。(P9「(2) 申込に必要な書類」参照)

(7)「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと。また、P10「8 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後も該当しないことを誓約すること。

○助成金の申請をお考えの方へ

助成金に申請される場合、上記の専門家派遣の申込資格に加えて下記の申請要件にも該当する必要があります。

- ①助成対象として申請した同一の内容(経費)で、公社・国・都道府県・区市町村等から重複して助成又は補助を受けていないこと(過去に受けたことがある場合も含む)。また、交付決定された後においても受けないこと。
- ②本助成事業の申請について、同一の内容(経費)で、公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。
- ③事業税等を滞納していないこと(都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません)。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収(納税)猶予を受けている場合は、徴収(納税)猶予許可通知書の写しを提出すること。
- ④東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- ⑤過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑥民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況が存在しないこと。
- ⑦必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。
- ⑧その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

4 専門家派遣 申込方法

本事業の利用を希望される場合は、申込受付期間内に以下の通り申込を完了させてください。

(1) 申込方法

申込は以下、申込フォームより行ってください。

URL : <https://krs.bz/inshoku-kyoka/m/haken-uketsuke>

(2) 申込受付期間

令和4年9月1日(木) 10時00分～令和4年9月30日(金) 16時30分

※ただし、予算に達し次第、申込受付を終了する場合があります。

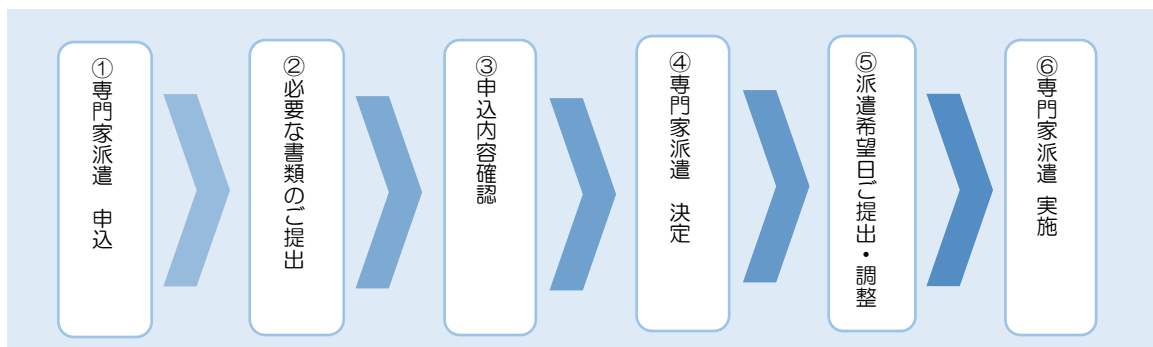
(3) 留意事項

- ①申込は申込フォームでの受付となります。
- ②申込フォーム入力内容は、送信後の加筆・修正等はありません。
- ③必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ④インターネット通信等、申込に係る経費は申込者の負担となります。

5 支援事業者の決定

(1) 決定までの流れ (①、②は申込者に行っていただく事項です)

- ①申込フォームよりすべての事項をご入力の上、お申込みください。
- ②受付後、必要書類P9「(2) 申込に必要な書類 ①申込後の提出書類」をご提出ください。提出方法は受付後、別途ご案内いたします。なお、期日までにご提出いただけなかった場合、他の事業者様のキャンセル待ちなどの状況も踏まえキャンセル扱いとさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ③事務局にて、申込フォーム記入事項および必要書類の内容を確認させていただきます。
- ④内容確認後、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をいたします。
- ⑤専門家派遣希望日時表を事務局へ提出していただきます。希望日を基に、専門家より事業者の連絡担当者へ訪問日程調整の連絡をいたします。
※派遣希望日は訪問日時を確約するものではありません。
- ⑥専門家が実際に店舗に伺います。1回目訪問時に現状のヒアリング(コロナ前、コロナ禍の店舗売上及び営業利益が分かる資料をご準備ください。)、2回目訪問時に取組に対する助言等を予定しています。派遣終了後、専門家が支援レポートを作成し、お渡しいたします。



(2) その他

- ①支援決定のご連絡は、電子メールにてお知らせします。
- ②支援決定の結果等に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねます。
- ③支援事業者として決定された場合、事業者名が公表される場合があります。

6 支援決定後の注意事項

(1) 支援の中止

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援を中止する場合があります。

- ①支援事業者が支援の受け入れを拒否したとき。
- ②支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ③P4「3 申込資格」に記載する要件を満たさなくなったとき。
- ④その他、公社が支援の継続が困難であると判断したとき。

(2) 支援決定の取消し

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援決定を取消し、不正の内容、申込者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ①申込内容と異なる事実が認められたとき。
- ②偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- ③東京都暴力団条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- ④その他、公社が支援事業者として不適切と判断したとき。

7 申込に必要な入力項目及び書類

申込にあたっては、下表記載の該当する全ての項目を申込フォームへ入力してください。

必要書類 P 9 「(2) 申込に必要な書類 ①申込後の提出書類」の提出方法は受付後、別途ご案内いたします。

なお、必要書類の提出がなかった場合、キャンセル扱いとさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

(1) 申込フォーム入力事項

入力項目	備考
本店登記所在地	(法人) 履歴事項全部証明書に記載されている本店の所在地 (個人) 居住地
会社名	(法人) 会社名 (個人) 「なし」と入力
代表者氏名	
資本金 ※法人のみ	個人の場合は「0」と入力
従業員数 ※パート・アルバイトは除く	
担当者氏名	日中連絡が取れる担当者（原則、自社の社員・店舗の従業員を担当者としてください）
担当者氏名フリガナ	
担当者連絡先	日中連絡が取れる電話番号
担当者 E-mail	日中連絡が取れるメールアドレス
店舗名称（屋号）	
店舗所在地	営業許可書に記載された都内店舗所在地（専門家の派遣先となります）
業種	営業形態（喫茶店、ラーメン店、カレーショップ等）
本事業で行う取組	事業の本格稼働再開を見据え、経営基盤強化を行うために貴社が取り組みたい飲食事業に関わる内容（100 字以上）
上記取組に関する課題	上記取組を行うにあたって考えられる課題（100 字以上）

(2) 申込に必要な書類

①申込後の提出書類

	提出書類 (法人)	提出書類 (個人事業者)	提出方法	部数
1	食品関係営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）【写し】			1 部
2	発行後 3 か月以内の 「履歴事項全部証明書」 【写し】	(令和 3 年 12 月 31 日以前に開業) 「令和 3 年の所得税確定申告書 第一表 (税務署の収受印のあるものまたは電子申告の受信通知)」【写し】 (令和 4 年 1 月 1 日以降に開業) 「個人事業の開業・廃業等届出書 (税務署の収受印のあるものまたは電子申告の受信通知)」【写し】	メールにて提出	1 部

②専門家派遣決定後の提出書類

	提出書類 (法人)	提出書類 (個人事業者)	提出方法	部数
3	派遣日時希望表		専門家派遣決定後、別途案内	1 部

8 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、申込をするにあたって、また、専門家派遣の期間中および終了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- （４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- （５）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （７）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- （８）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ①前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ②前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

9 申込に際して提出された情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。

ただし、経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

アンケート調査等を辞退される方は、本事業担当者までご連絡ください。

(2) 第三者への提供（以下の通り行政機関へ提供する場合があります。）

項目	詳細
目 的	ア 当公社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
内 容	氏名、連絡先等、申請書記載内容
手 段	電子データ、プリントアウトした用紙

※上記「目的」の「イ」を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードできますので、併せてご参照ください。